

令和3年1月14日

保護者 様

兵庫県立神戸高塚高等学校  
校長 仲山 恵博

近畿2府1県を対象とする緊急事態宣言を踏まえた対応について

昨日、近畿2府1県（大阪府、京都府、兵庫県）を対象に緊急事態宣言が発出されました。

つきましては、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、この状況を踏まえ、本校の教育活動を以下のとおりとしますので、ご理解をお願いします。

## 記

### 1 教育活動

(1) 本県に緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動を行います。

本県に緊急事態宣言が発出されている期間（2月7日まで）は、県外における活動（受験及び就職活動を除く）を行いません。また、受験及び就職活動にあたっては、事前の体調管理にあわせ、保護者等を含めた感染防止対策を徹底します。

(2) 下記の感染防止対策を徹底します。

- ・感染のリスクが高いとされている活動を行わないこと
- ・各教室で可能な限りの間隔をとること
- ・マスクの着用を徹底すること
- ・必要に応じてフェイスシールドを着用すること
- ・毎日の検温、手洗いを徹底すること
- ・教室内をはじめ、職員室、教科準備室、更衣室等において、適切な温度管理等に十分留意しながら換気を行うとともに、消毒を行うこと
- ・食事の際、飛沫を飛ばさないような席の配置や飛沫対策パーティションの配置、会話の際にはマスクを着けるなどの対応を工夫すること
- ・生徒に毎日の登校前の健康観察を改めて徹底するとともに、本県に緊急事態宣言が発出されている期間においては、生徒はもちろんのこと同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合にも、出席停止の措置をとること
- ・生徒に対して、速やかに下校し、不要不急の外出は自粛するよう呼びかけること

## 2 部活動

- (1) 十分な感染防止対策を実施したうえで、実施場所を、原則、学校及びその周辺とします。また、活動時間は、「いきいき運動部活動」、「文化部活動の在り方に関する方針」に基づいて、平日4日2時間以内、土日1日3時間以内を厳守します。
- (2) 令和3年2月7日までの間（本県に緊急事態宣言が発出されている期間）は、大会、練習試合、合宿を行いません。  
ただし、令和2年度高体連スケジュール記載大会は除きます。

## 3 心のケア

今年度実施している新型コロナウイルス感染症の影響に関する心のケアアンケートの結果等を踏まえ、きめ細やかな健康観察をはじめ、生徒の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携するなど、心身の健康に適切に対応します。

- ・ 個人面談等による生徒の状況把握
- ・ キャンパスカウンセラー及び各種相談窓口の活用
- ・ 生徒への個別支援 など